

薩摩川内市甑島旅客待合施設条例及び薩摩川内市川内港待合施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 4 日

薩摩川内市長 田 中 良 二



薩摩川内市条例第22号

薩摩川内市甑島旅客待合施設条例及び薩摩川内市川内港待合施設条例の一部を改正する条例

(薩摩川内市甑島旅客待合施設条例の一部改正)

第1条 薩摩川内市甑島旅客待合施設条例（平成16年薩摩川内市条例第262号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

薩摩川内市甑島航路旅客待合施設条例

第1条中「薩摩川内市甑島旅客待合施設」を「薩摩川内市甑島航路旅客待合施設」に改める。

第2条の表薩摩川内市里港ターミナルの項の前に次のように加える。

薩摩川内市川内港高速船ターミナル	薩摩川内市港町6131番地23
------------------	-----------------

第22条を第23条とし、第21条を第22条とする。

第20条中「設備」の次に「、備品その他の物件」を加え、「第18条」を「第19条」に改め、同条を第21条とする。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条を第18条とする。

第16条第1項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、公益上又は管理運営上市長が必要と認めたとき。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(使用料の不還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部の額を還付することができる。

- (1) 天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由により、使用できなくなったとき。
- (2) 公益上又は待合施設の管理上の必要により使用許可を取り消したとき。
- (3) 使用者が使用前に使用許可の取消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

(薩摩川内市川内港待合施設条例の一部改正)

第2条 薩摩川内市川内港待合施設条例（平成16年薩摩川内市条例第287号）
の一部を次のように改正する。

第2条の表薩摩川内市高速船ターミナルの項を削る。

第10条第1項中「薩摩川内市川内港待合所」を「待合施設」に改め、同条
第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項
とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。